



〇〇の秋と聞いて、何を思い浮かべますか？

暑さも1段落した秋は過ごしやすく、そして様々なことに挑戦しやすい季節でもあります。その秋ですが、「〇〇の秋」という言葉をよく耳にします。それぞれの由来や、他にどんな「〇〇の秋」があるのか？等についてまとめてみました。

・「読書の秋」…「読書の秋」と言われるようになったのは、秋の気候が読書に適しているからとされています。夏の暑さも1段落して夜が過ごしやすくなり、本を読むのに最適な気温になるのが秋なのです。人が集中するのに最適な気温は18度前後で、秋ごろの気候がぴったり。

・「食欲の秋」…秋と言えばお米が実り、野菜も美味しく果実も取れ、魚も沢山摂れる「実りの秋」です。作物は取れたてが一番美味しく、いわゆる「旬の食べ物」がたくさん出回る季節です。

・「スポーツの秋」…「スポーツの秋」と言われるようになったのは、東京オリンピックがきっかけです。もともとスポーツに適していると言われていましたが、天候も良い日が続くことから、運動会も秋に行われる傾向にありました。さらに東京オリンピックの開会式があった10月10日が「体育の日」に制定され、運動を楽しむ風潮が生まれたのです。

・「芸術の秋」…「芸術の秋」という言葉も良く使われます。この芸術の秋と言われる由来については、読書の秋と同じく、集中して物事に取り組むのに最適な季節だからとされています。

・「行楽の秋」…秋は晴天が続いて過ごしやすく、お出かけにぴったり。また、スポーツ・収穫祭・芸術展などのイベントも多く行われるのも理由の一つです。秋は楽しい事が沢山あるので、必然的に行楽の秋になったと考えるのが自然かもしれません。

【ご寄附】心温まるご寄附を賜り、厚くお礼申し上げます（令和2年8月1日～31日）

皆様から賜ったご寄附はご厚志に浴い、「地域貢献事業」として使わせていただいております。

有限会社 米子報知器様 匿名希望 1名 寄附金合計額 80,000円

【ボランティア】貴重な時間をいただき、厚くお礼申し上げます（令和2年9月1日～30日）

地域に開かれた施設として、ボランティアの方々の方々の活動場所として使わせていただいております。

〈西東京エリア〉

～向原～
・傾聴ボランティア
駒野純子様

〈南東京エリア〉

～新砂～
・出張おはなし会
中沢恵子様
鈴木啓子様
萩野谷美樹様
武田佳子様



月刊☆こほう10月

令和2年10月1日 第64号

コロナ渦での サ高住の取り組み



発行元：社会福祉法人こほうえん
ヘルスケアタウンむかいほら

〒173-0036
東京都板橋区向原3丁目7番7号
(コーシャハイム向原7号棟内)
電話：03-5917-0753(代)
FAX：03-5917-0756

新型コロナウイルスが感染拡大し自粛ムードの中、出掛ける頻度が下がっている入居者の方も多くなり、**運動する機会が減った方も増えてきました。**

外に行かなくても運動を手軽に行う手段がないか考えたところ、**各階の廊下で10時と15時にラジオ体操を流す事にしました。**入居者の方の声を聞いたところ、「一人でやるのは恥ずかしい・やり方を忘れた」等の声もあった為、**9月より職員も一緒にラジオ体操に参加する事にしました。**

廊下でソーシャルディスタンスを取りながら入居者の皆様と一緒にラジ体操は、皆様が笑顔になる格別の時間となっております。

今後もコロナ渦でも安全にみんなで楽しめるものを考えていきます。



少しずつ暑さも和らぎ、過ごしやすくなって来たのではないのでしょうか。

秋から冬にかけては気温の変化が激しく、季節の変わり目でもあるこの時期はウイルス感染症が増える時期でもあります。代表的な感染症として、インフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎等があります。今年新型コロナウイルスによる感染者もまだまだ多い状況下、最も有効な感染予防対策はウイルスを洗い流す手洗いです。外出先から戻ったら手洗いをしましょう。



*ウイルスは、飛沫感染、または、接触感染によって伝染するとされています。

・**飛沫感染**：感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを、他者が口や鼻から吸い込んで感染すること。

・**接触感染**：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後に、手すり、ドアノブ、スイッチなどを触りウイルスが付着する。それらを触った他者の手にウイルスが付き、口や鼻を触ることで粘膜から感染すること。

感染経路を断ち切る事、ウイルスを持ち込まず、感染を拡大させない事が大切です！

※ウイルスがものの表面に付着した状態でどのくらい生き残るのかはまだ確かなデータが発表されていませんが、ウイルスを取り除くためにはアルコール消毒液でふき取ることが有効とされています。発熱や咳、呼吸困難の症状がある場合は、すぐに医療機関に相談しましょう。

【参照：<https://www.unicef.or.jp/news/2020/0023.html>ユニセフ】



居住支援法人とは？

～地域総合支援室～

地域総合支援室では、居住支援事業を平成26年11月に開始して以降、鳥取県からは令和元年9月に「居住支援法人」の指定を受け活動しています。

「居住支援法人」とは、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者への居住支援活動を行う法人として、都道府県の指定を受けた法人のことをいいます。

※住宅セーフティネット法とは

既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、「住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低所得者、障がい者、被災者など）」が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ることを目的とする法律。正式名を「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」といいます。

●事業概要

- いつでも・どこでも・どなたでも **24時間365日** 可能な限り対応致します。
- 低所得者・障がい者・子育て世帯・刑余者・外国人・被災者など配慮が必要な方を対象とします。
- 緊急連絡先、近隣迷惑行為時の対応、見守り、死後事務、残置物処理、家賃滞納時指導を行います。



●事業方針

地方公共団体または居住支援協議会と連携しつつ、賃貸住宅を経営する家主・不動産店・県・市町村・福祉関係者と連携して、低所得者・障がい者・子育て世帯・刑余者・外国人・被災者・高齢者といった『住宅の確保に配慮を要する皆様』の住まいの確保と安定した生活のお手伝いをさせていただきます。借りたい方と貸したい方の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅へ安心して入居できるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。



●具体的な事業内容

- ①入居前
- 円滑な入居の促進に関する情報提供と支援
 - 入居相談
 - 不動産店への同行やコーディネートなどの支援
 - 保証人就任や緊急連絡先登録
 - 引っ越しのお手伝い
- (電気・水道・ガス等の利用手続きなどの支援)



②入居後

- 生活の安定及び向上に関する情報提供と支援
- 巡回見守りや安否確認
- 連絡が取れない場合の連絡
- 行政手続きの支援・家賃督促の手紙等を確認してもらえない場合の連絡
- 病気入院時対応、行方不明時の対応、災害事故等緊急時の連絡、警察など事後の対応

③退居時

- 退居や死亡に関する情報の提供と支援
- 死後事務や葬祭
- 残置物処理
- 警察対応
- 物件の原状回復

※ 上記内容に限らず、必要に応じて可能な限りのお手伝いをさせていただきます。



●地域総合支援室からのメッセージ

こうほうえんでは、社会福祉法人の使命を果たすため、地域貢献活動を専門的に、「地域総合支援室」を平成26年4月に開設いたしました。

地域総合支援室は、地域と「互恵互助」の関係を築き、真の「ご利用者本位」を実現していきます。私たち「こうほうえん」はお互いが助け合い、お互いが幸せを分かち合う「互恵互助」社会を目指しながら、地域の皆様の新たなニーズに応えることが出来るように、ともに21世紀型の福祉事業に取り組んでいきたいと考えています。

※ 互恵互助とは、互いに助け合い、互いに恵合うという法人の造語です。



田山室長（地域総合支援室）



●居住支援法人 相談窓口

地域総合支援室

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 1400（アザレアコート幸朋苑内）

☎ 070-5678-0649（担当：田山）

0859-34-2111

E-mail：tayama@kohoen.jp

法人ホームページ：<https://www.kohoen.jp>

窓口開設時間：8：30～17：30

※窓口は地域総合支援室とし、ワンストップで対応致します。
また、相談内容等に応じて下記の事業所と連絡調整を行い、居住支援業務を実施致します。

